

イリオモテヤマネコ10ヶ年保全計画
に関する連絡会議設置要領

(名称)

第1条 本連絡会議は、イリオモテヤマネコ10ヶ年保全計画に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、イリオモテヤマネコ10ヶ年保全計画の策定と見直し、計画の適切な運用体制の確保、保全にかかわる関係行政機関・関係団体との連携強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) イリオモテヤマネコ10ヶ年保全計画の策定と見直しに関するこ
- (2) イリオモテヤマネコ10ヶ年保全計画における各対策の実施状況、課題、評価等に関するこ
- (3) その他イリオモテヤマネコの保全を進める上で、各機関の連携を図るために必要な事項に関するこ

(構成機関等)

第4条 連絡会議は、別紙の行政機関及び関係団体をもって構成する。ただし、必要に応じそれ以外の関係者の出席を求め、意見を求めるものとする。

(連絡会議の開催)

第5条 連絡会議は、毎年1回開催することを原則とし、必要に応じ、臨時に開催するこができるものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、環境省沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所が務める。

附則

この要領は、令和4年3月23日より施行する。

(別紙)

【行政機関】

環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁沖縄森林管理署
林野庁西表森林生態系保全センター
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県八重山保健所
沖縄県土木建築部道路管理課
沖縄県土木建築部八重山土木事務所維持管理班
竹富町世界遺産推進室
竹富町教育委員会

【関係団体】

NPO法人トラ・ゾウ保護基金
NPO法人どうぶつたちの病院沖縄